

## 平成29年度第3回鳴門市水道事業審議会 会議概要

開催日時：平成30年1月24日（水）午前10時から午前12時まで

開催場所：鳴門市水道会館3階第1会議室

出席者：審議会委員12名

【玉有会長、金副会長、岩本委員、開発委員、五島委員、近藤委員、  
芝野委員、多智花委員、原委員、矢野委員、山根委員、利穂委員】

鳴門市3名

【鈴江水道企画課長、事務局2名】

傍聴者1名

### 開催次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 前回審議会の会議概要及び質問事項等について
  - (2) 水道料金の試算結果について
  - (3) その他
  - (4) 次回開催について
- 3 閉会

### 会議資料

#### 開催次第

平成29年度第2回鳴門市水道事業審議会会議概要

【資料1～2】 前回審議会の質問事項等について

【資料3－1～2】 水道料金の試算及び結果について

【資料4－1～2】 経営戦略の収支見通し（前回審議会資料）

【資料5】 水道事業会計決算状況

【資料6】 20%増額改定による利用者への影響

その他資料

## 会議概要

- 1 議事（1）について、資料1及び2を用いて、前回審議会で質問のあった事項について事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 2 議事（2）について、資料3-1、3-2、4-1、4-2、5及び6を用いて、水道料金の試算結果について事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 3 議事（3）について、その他資料を用いて、徳島県における水道事業の広域化等について山根委員より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要については別紙のとおり。
- 4 議事（4）について、次回開催を2月もしくは3月に予定しており、後日に改めて日程調整を行うと事務局より説明を行った。

## 【別紙：質疑概要】

### ・議事（１） 前回審議会の質問事項等について

（会長）

前回の審議会で質問のあった基本料金とメーター使用料の考え方について、阿南市の場合、基本料金や従量料金とは別にメーター使用料を徴収しているように見えるが、基本料金に含まれているというのはどういうことか。

（事務局）

料金算定にあたっては、阿南市も総括原価方式を採用し、メーター使用料を基本料金の一部として算定しているが、メーター使用料は口径別に料金を徴収するので、基本料金の表とは別に記載しているということである。

（会長）

口径別のメーター使用料を基本料金とは別に算定していないということか。

（事務局）

そのとおりである。

（会長）

事務局から説明のあった「固定費の配分基準」については、日本水道協会から示されている「水道料金算定要領」で示されている４つの方法によって試算したところ、基本料金への配分は１０％から２５％の範囲になるということである。固定費の基本料金と従量料金への配分については、平均の改定率をある程度決めたくて、個別の料金体系に分けていくときの分け方ということになるので、次の段階での議論になると思われるが、こういう状況であるということをご承知おきいただきたい。

### ・議事（２） 水道料金の試算結果について

（委員）

水道料金の試算結果における平成３１年度以降の営業収益の算定根拠を教えてください。

（事務局）

営業収益は「給水収益」「加入金」「受託工事収益」「その他営業収益」の４つの収益であり、そのうち「加入金」は平成２８年度決算額と同額を一定の収益として見込んでいる。「受託工事収益」は計上しない。「その他営業収益」は、毎年変動があるので、直近５ヵ年の決算額の平均で見込んでいる。一番金額の大きい「給水収益」については、総括原価方式に

基づく結果を反映したもので、営業費用、資本費用、資産維持費、控除収益の積み上げによって算定している。

(委員)

収益的支出の中で一番費用としてかかるのは何か。

(事務局)

費用としては、減価償却費が一番大きい。

(委員)

老朽化している施設から優先順位をつけて行っていく工事に減価償却費を充てるのか。

(事務局)

そういうことになる。

(委員)

水道事業を含む設備産業では、必要とされる設備投資額を予測し、それに伴う減価償却費が決まり、収益として必要な収入が決まるが、その考え方からすると、この試算で36年度以降も安定した水の供給ができるのか。

(事務局)

浄水場の更新に係る減価償却費は入っていないので、浄水場の更新事業で竣工等があれば、その減価償却が始まるので、さらに費用が上乗せされることになる。

浄水場の更新は、現時点で約70億円以上の工事費を見込んでいるので、これを毎年減価償却すればかなりの費用となる。浄水場更新事業を北島町と共同で行うことになったことから現時点では基本計画を策定中であり、事業費が精査できないため、今回の試算からは除外している。

(委員)

北島町と共同浄水場を整備するうえで、今後、現在の見通しと収支が大きく変わると思うが、現時点で料金を改定することについて、その後の安定した水道の供給という点を市民にどこまで説明できるのかというところは大きな問題だと思う。

新しい浄水場が完成したときにまた料金改定を行うとなると、どのように市民が納得できる説明をしていくのか。

また、料金改定をすることについては異論ないが、浄水場を共同で整備することを踏まえて、今回の水道料金のあり方についてはどう考えているのか。

(事務局)

経営戦略の収支見通しの料金据え置きを想定した資料を見ていただくと、料金改定をしなければ、浄水場更新事業に関わらず、収支は赤字になってしまう。浄水場のほかに更新費用で大きく占めている水道管は、法定耐用年数の40年を超えた管が3割以上あり、特に大きな口径の水道管の更新ができておらず、これを安定的に更新するならば、年間8億円程度投資しなければならないというアセットマネジメントの試算結果がでていいる。今の給水収益が約10億円なので、ほぼ8割という非常に厳しい状況であるため、水道料金は早く見直さなければならない状況にある。

浄水場更新に係る費用については、料金を据え置いて、浄水場の更新費用を見込んでから料金改定をすると、改定率が非常に厳しいものになる。次の改定幅を抑制する意味でも、できるだけ早く増額改定も含めた料金のあり方を検討すべきということである。

また、浄水場については現時点では大部分を企業債等で賄う予定であるが、広域化に係る国の交付金が今後対象になれば、収支が大きく変わってくる。

これらのことを踏まえて、審議会で水道料金のあり方をご審議いただきたい。

(委員)

国への要望にあたっては、水道水を安定して供給できるよう今回料金改定を行うということも国に説明して、そこでさらに負担が大きくならないために、市民生活を維持するには交付金等が必要だということを強く要望してほしい。

(委員)

水道料金の試算結果の資料を見ると、改定率が平成31年度から3年間で平均12.8%の増額改定になり、収益が1億円くらいと想定されるということだが、資料6の「増額改定による利用者への影響」では、なぜ20%に設定しているのか。

(事務局)

水道事業ビジョンの経営戦略の中で10年間の収支を見たときに、累積欠損金を出さなためには平成31年度に20%の改定が必要という結果になった。本来は16通りの資料を作る予定だったが資料数が多くなるので、仮として20%を採用した。資産維持率についても1、2、3%に加えて、改定率が20%に近いということで、1.5%という試算を事務局のほうから出させていただいた。これは水道事業ビジョンの数字を一つの基準として示したもので、20%にするべきということではない。

(委員)

水道料金は生活に直結するものなので、緩やかな増額が望ましいが、20%つまり資産維持率1.5%の改定が理想なのか。

(事務局)

現時点で、20%増額改定になれば累積欠損金は発生しない見込であるが、浄水場更新事業の動向によっては、20%より低く設定すると、次回の料金改定率が上がってしまう。20%にすれば、次回の浄水場の更新事業を含んだ改定時に、改定率が低くなるのかという点、見通しが立てられない以上申し上げられないが、改定率が低ければ低いほど、以降の改定率が上がることになる。

(委員)

急激に料金が上がったときに利用者にどれだけ納得してもらえるかが課題だと思う。

(委員)

水道事業は原則として独立採算制をとっているが、全国的に水道料金の値上げについて住民理解が得られにくかったため、なかなか実現しなかった。そのため、水道管の耐震化や更新が十分にできていないというのが現状である。そのことを県や市町村は住民に説明していく必要がある。最近では、小松島市、阿南市が20%以上増額改定した。

20%以上上げていただきたいが、20%前後であっても、鳴門市の水道、徳島県の水道をどうしていくかを十分住民に説明していく機会になると思う。

(委員)

私としては、20%の値上げそのものは容認する。それよりは安全でおいしい水を供給するほうが大事ではないか。南海トラフ地震などの災害が発生したときに、安全な水の供給が維持できるなら20%の値上げは容認できる。値上げそのものよりも水道事業の重要性を理解してもらえるように周知してほしい。

(会長)

料金改定に付随して、鳴門市をとりまくさまざまな課題が表れてくる。今回の改定の特殊性は、昭和59年度以来、長らく改定してこなかったということである。将来に向けては浄水場の更新に係る経費が現時点で十分に見込めない。そうした中で、水道事業ビジョンで明らかになったように、水道事業の収支バランスが赤字方向に傾くのが目前に迫っている状況である。浄水場の更新費用がはっきりしてから改定するべきという意見もあるが、それでは必要経費が一度に料金に上乘せされて改定率が大きくなる。できるだけ緩やかな方がいいという意見からすると、現時点の見込で改定して、浄水場更新を伴うものについては、ある程度見込が明らかになったうえで、そもそも料金に反映する必要があるのかも含めてその時点で検討するというような二段構えで臨まざるをえない。それをどのようにして利用者に受け入れていただくかということである。市民理解については、方向性を取りまとめた上での大きな課題になると思うが、市民に理解をいただくという前提で、水道

事業として安全な水を今後も提供できることが水道料金のあり方を検討するうえで重要になる。

今回、水道料金の試算の中で、将来設定条件を出していただいているが、いわゆる経営努力の効果額についてはどう考えているか。

(事務局)

これまで職員数の削減や業務委託の推進など様々な経営努力を続けてきた。今後も続けていくべきだが、職員数もかなり削減しており、これまで以上の経営努力というのは今までどおりにいかない。新たな経営努力としてICTの活用や国庫補助金の要望など、様々な努力は続けていくつもりである。

(会長)

経営戦略の収支見通しでは、経営努力が反映された数字になっていたのではないか。

(事務局)

収支見通しの中では、平成28年度から実施している隔月検針による費用削減は反映している。また、企業債よりモーターボート競走事業会計から借り受けたほうが金利を抑えられるので、そうしたものは見込んでいるが、それ以上のものは見込めていない。今後も経営努力は続けるが、数字としてこれだけ下がると見込める数字は出せない。

(委員)

水道料金は税込であるが、今回の改定で20%上がるということは、平成31年度に消費税が10%に上がれば、料金の算定はどうなるか。20%が税込ならば、消費税が10%で10%しか上がらない計算になるのか。

(事務局)

平成31年の10月に消費税増税の予定であるが、不確定要素なので、資料6の「増額改定による利用者への影響」では、8%のまま試算している。8%が10%になるとどうなるかという資料が必要であれば次回提出する。

(委員)

消費税が上がったときにはまた上げるのか。20%増額の中に消費税が10%に上がった分は含まれているということであれば、市民に納得してもらえるのではないか。

(会長)

消費税増税のタイミングと今回の本市の水道料金の改定が非常に接近しているということ

については、これまでの審議会でも意見があった。消費税の改定というのは全体的なすべての経済活動に関係する大きな変化なので、それをどのようにとらえるかということは、これからだんだん改定ということが明らかになっていく中で議論も出てくるかと思う。消費税の改定を本市の水道事業の中にどう反映させていくのかは別途考える要素かと思う。市民にとっては痛みを伴うという点については同じなので、改定の方法もにらみながら総合的な判断をしていくことになろうかと思う。消費増税分を今回の料金改定に反映させるかは別にして、いずれにしても消費増税の動向はしっかり見ていきながら対応していかなければならない。

(委員)

税込をやめて税抜表示にすればいいのではないか。消費税を水道料金と別のものとして考え、それを踏まえて料金設定をしていかなければならない。

(会長)

内税、外税については、水道事業の扱いの仕方はどうなのか。国の指針などはあるのか。

(事務局)

鳴門市の水道料金を規定している鳴門市水道事業給水条例では税抜で表示し、その額に消費税がかかるという規定をしているが、資料6の「増額改定による利用者への影響」をなぜ税込表示にしたのかといえば、利用者は税込でいくら負担するのかが知りたいことだと思うので、税込で表示させていただいた。2段などで両方表示したほうがいいのなら、資料は作成できる。

(委員)

消費増税を控えているにも関わらず、8%で算定しているのか。

(事務局)

水道料金の試算結果をお示しした資料では税抜で試算しているため、消費増税とは無関係である。

(委員)

現在、高齢社会で将来、子どもたちにもっと負担がかかってくる。今も古い水道管が数多くあり、南海トラフ地震がいつ来るか分からないという中で、早く管の更新も進めていかなければならない。次世代に負担をかけないように、私たちができることをしていかなければならない。料金改定に反対ではないが、これからの時代を考えて計画的に取り組んでいくべきである。

(会長)

料金改定については公平性も大事で、利用者間の公平もあるが、世代間の公平もある。我々世代の痛みを少なくして、次世代に負担を回すのは世代間の公平を損なうことになる。水道料金の改定についても、事業全体として当てはまることなので十分留意すべきである。

#### ・議事（3）その他

(会長)

水道事業ビジョンの検討があった時にも出たが、給水人口の規模の小さい5万人前後のところを境にして、将来的な経営状況が厳しくなることが予測されていた。その規模を広域化によって大きくすることで水道事業の改善を進めていくという方向性はその時から議論があり、ビジョンの中でも広域化を目指すというものがあったが、まず北島町との浄水場の共同化ということで具体的に進めていることは非常に望ましいことであるし、国自身が方向性を明らかにし、広域事業についても大きな交付金措置が期待できる。もし期待どおりの交付金が交付されることになると、浄水場の更新に伴う経費を折り込んでまた大きい料金改定をしなければならないということについても、違った可能性が見えてくるので、将来的な方向性として県全体として進めていただきたい。

(委員)

下水道が鳴門市、北島、藍住、川内、松茂も含めてしているので、上水道もできるのか。

(会長)

旧吉野川流域下水道として下水道部門は先行している。市町村は平成の大合併を通じて一部水道事業経営の統合も図られたが、それによらずとも広域化を進めていくという説明に期待したい。

(会長)

今日、第3回の審議会で最終的にまとめるのは困難なので、具体的な改定率をどうするかについては、次回以降の審議会でも再度審議することとする。

次回はある程度、改定内容を絞り込んでいく必要があるので、資料間の整合性も含めて、こういう資料がほしいというものがあれば事前に事務局に伝えていただきたい。

#### ・議事（4）次回開催について

(事務局)

次回の開催は2月もしくは3月を予定しているため、具体的な日程については後日調整することとしたい。